

平成 28 年度から

# 国民健康保険税の税率などが変わりました。

## ■ 保険税率などの変更

保険税の賦課方式を 4 方式から 3 方式に変更するため、資産割が廃止となります。資産割の廃止による保険税の急激な税負担の変化に配慮するため、移行は 2 年間かけて行います。

区 分		改正前	改正後	
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療保険分	所得割	5.4%	5.47%	5.54%
	資産割	12%	6%	廃止
	均等割 (人数)	22,600 円	23,900 円	25,100 円
	平等割 (世帯)	23,100 円	24,200 円	25,400 円
後期高齢者支援金分	所得割	1.4%	1.4%	1.4%
	資産割	3%	1.5%	廃止
	均等割 (人数)	5,700 円	6,000 円	6,400 円
	平等割 (世帯)	5,800 円	6,300 円	6,800 円
介護保険分	所得割	1.1%	1.1%	1.1%
	資産割	1%	0.5%	廃止
	均等割 (人数)	5,900 円	6,300 円	6,800 円
	平等割 (世帯)	5,300 円	5,000 円	4,700 円

## ■ 所得が低い世帯への保険税軽減措置の拡大

平成 28 年度課税分から、前年中の世帯の所得が基準額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて 7 割・5 割・2 割軽減されています。この内、5 割・2 割軽減の判定基準額が引き上げられ、保険税の軽減される世帯が拡大されます。(手続きは必要ありません)

### ▼ 2 割軽減

改正前	基準額	33 万円 + 47 万円 × 被保険者数	以下
改正後	基準額	33 万円 + 48 万円 × 被保険者数	以下

### ▼ 5 割軽減

改正前	基準額	33 万円 + 26 万円 × 被保険者数	以下
改正後	基準額	33 万円 + 26.5 万円 × 被保険者数	以下

## ■ 保険税の課税限度額の引き上げ

平成 28 年度課税分から、所得に応じた保険税となるよう、課税限度額を年間 81 万円から 85 万円に 4 万円引き上げます。



区 分	改正前	改正後
医療保険分	51 万円	52 万円
後期高齢者支援金分	16 万円	17 万円
介護保険分	14 万円	16 万円
計	81 万円	85 万円

● 詳細は、町ホームページ「ホーム>くらし・防災>保険・年金>国民健康保険>国民健康保険税について」をご覧ください。

問い合わせ

保険医療課

☎

0561(38)3111

(内線 2163、2164)